

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月三日社員欠亡により解散し、令和八年六月三十日に清算人が選任されたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

北海道紋別市潮見町五丁目一番二七号

医療法人社団さとう歯科

清算人 廣田 善康

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

川崎市川崎区砂子二丁目一〇番地七ルリエ

川崎駅前三〇三

管理組合法人ルリエ川崎駅前

清算人 井ノ本真佐夫

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月七日集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

三重県津市豊が丘二丁目一番二号

豊が丘団地管理組合法人

代表清算人 相坂 民夫

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十二月七日の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

島根県出雲市斐川町庄原三〇八三番地

宗教法人日本ホーリネス教団出雲エシユ

清算人 中道 善次

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年七月二十一日の山口県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

山口県山口市小郡大正町一五番七号

新山口駅北地区市街地再開発組合

清算人 石田光一郎

清算人 平田 雅典

解散公告(第三回)

当法人は、福島地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

福島県福島市佐倉下字林泉二四番地

宗教法人大寶院

清算人 弁護士 大河内敬子

連絡先 福島県福島市北五老内町一番三三

福島法曹ビル三〇五号菅野浩司法律事務所

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年六月十六日鹿児島地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

鹿児島県大島郡宇検村田四六八番地一

宗教法人南西諸島イエスの御霊教会

事務所 鹿児島県姶良市東餅田二四九〇番

地二 岩井法律事務所

清算人 弁護士 岩井 作太

第八十二期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表		単位：千円
資産の部		
流動資産	三、一一六、四一三	
固定資産	四、一八九、七四五	
資産合計	七、三〇六、一五八	
負債及び純資産の部		
流動負債	二、七七七、七七六	
固定負債	三、二四一、五五四	
株主資本	一、二八六、八二八	
資本金	一〇〇、〇〇〇	
資本剰余金	四九二、三八八	
資本準備金	四六五、六四一	
その他資本剰余金	二六、七四一	

利益剰余金

六九四、四四五

利益準備金

六七、四一五

その他利益剰余金

六二七、〇三〇

(当期純利益)

(九三、四一〇)

負債及び純資産合計

七、三〇六、一五八

令和八年八月十日

佐賀県佐賀市高木瀬西六丁目三番二二

株式会社サガシキ

代表取締役 枝吉 宣輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県南陽市宮内二六〇八番地、最後の住所山形県米沢市徳町四番二六号さわやかサ

ンメイトきらら 被相続人 亡 村上 ヒロ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内にお申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥

します。

令和八年八月十日

山形県南陽市棚塚一六二二番地の五 お茶

の一茶園テナントビル二F東

相続財産清算人 司法書士 本田 哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市戸祭町二七三八番地、最

後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 中野内ヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右

期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二七号KMG

ビルディング小幡六階 大川総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 布施真紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区松江七丁目三九七番地、

最後の住所千葉県野田市山崎一九五四番地の

二 山崎コーポ一〇六 被相続人 亡 堤 泰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月三

十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間

内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

事務所千葉県松戸市本町一八一四 NBF

松戸ビル五階 ときわ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤本麻里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鎌ヶ谷市西道野辺一〇番、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市西道野辺一〇番二四一二

〇六号 被相続人 亡 上岡 利光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月三

十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間

内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

事務所千葉県松戸市本町一八一四 NBF

松戸ビル五階 ときわ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南池袋一丁目五番、最後の住所東京都豊島区南池袋一丁目五番一七号

被相続人 亡 山崎 繁雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十

六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内

にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月十日

東京都千代田区麹町二丁目四番一〇号麹町

スクエアプラザ一〇階クレド法律事務所

相続財産清算人 弁護士 島津 守

第9期決算公告

令和8年8月10日

茨城県土浦市紫ヶ丘5番地3

株式会社ファーストフーズつくば

代表取締役社長 松本 邦彦

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額 (千円)
資 産 の 部	流 動 資 産	1,271,287
	資 産 合 計	1,825,230
負 純 資 産 及 び 部	流 動 負 債	1,758,766
	流 動 主 負 債	1,008,703
	資 本 金	329,048
	資 本 金	100,000
	資 本 金	100,000
	資 本 金	100,000
	利 益 剰 余 金	129,048
	そ の 他 利 益 剰 余 金	129,048
	(うち当期純利益)	(104,696)
	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,096,517